

令和3年度

狛江市健全化判断比率及び  
資金不足比率審査意見書

狛江市監査委員



(写)

狛監委発第 000041 号  
令和 4 年 8 月 17 日

狛江市長  
松原 俊雄 様

狛江市監査委員 東海林 和彦  
(公印省略)

同 石川 和広  
(公印省略)

令和 3 年度狛江市健全化判断比率及び資金不足比率  
審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により審査に付された、令和 3 年度狛江市健全化判断比率及び資金不足比率について審査した結果、別紙のとおり意見を付します。



# 令和3年度狛江市健全化判断比率 及び資金不足比率審査意見書

## 第1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定による審査

## 第2 審査の対象

- 1 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類
- 2 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定による、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

## 第3 審査の期間

令和4年7月28日から令和4年8月17日まで

## 第4 審査の着眼点及び実施内容

審査にあたっては、狛江市監査基準に準拠し、市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が、法令に適合し、かつ正確であるかどうか等を主眼に、関係書類との照合、関係職員からの説明聴取により審査を実施した。

## 第5 審査の結果

健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であることが認められた。

### 1 健全化判断比率

(単位：%)

健全化判断比率	令和3年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	12.62	20.00
連結実質赤字比率	—	17.62	30.00
実質公債費比率	1.4	25.0	35.0
将来負担比率	—	350.0	

(注) 1 上記表中の「—」は、それぞれ実質赤字額、連結実質赤字額がないこと及び将来負担比率が算定されないことを表している。

2 早期健全化基準及び財政再生基準は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令(平成19年政令第397号)により定められている。この基準を超えた場合には、財政健全化計画や財政再生計画の策定等が義務付けられる。

## 2 資金不足比率

(単位：%)

比率名	令和3年度	経営健全化基準
下水道事業会計 資金不足比率	—	20.0

- (注) 1 上記表中の「—」は、資金不足額がないことを表している。  
2 経営健全化基準は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令により定められている。この基準を超えた場合に、経営健全化計画の策定等が義務付けられる。

なお、健全化判断比率及び資金不足比率の数値は、次のとおりである。

### (1) 実質赤字比率について

実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

本市の早期健全化基準は12.62%であるが、一般会計等の実質収支額の合計が黒字であり実質赤字額が生じていないことから、実質赤字比率は前年度に引き続き算定されなかった。

### (2) 連結実質赤字比率について

連結実質赤字比率は、一般会計等のほか全ての会計を対象とした実質赤字額（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率である。なお、一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、駐車場事業特別会計及び下水道事業会計が該当となる。

本市の早期健全化基準は17.62%であるが、一般会計等のほか全ての会計の実質収支額の合計が黒字であり連結実質赤字額が生じていないことから、連結実質赤字比率は前年度に引き続き算定されなかった。

### (3) 実質公債費比率について

実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率である。

本市の早期健全化基準は25.0%であるが、実質公債費比率は前年度と比較して0.3ポイント減少し1.4%であり、基準の範囲内といえる。

### (4) 将来負担比率について

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である。

本市の早期健全化基準は350.0%であるが、将来負担比率は、将来負担すべき実質的な負債額を充当可能財源等が上回ったため算定されなかった。

(5) 資金不足比率について

資金不足比率は、公営企業（下水道事業会計が該当）の資金不足額の事業規模に対する比率である。

本市の経営健全化基準は20.0%であるが、資金不足額が生じていないことから、資金不足比率は前年度に引き続き算定されなかった。

## 第5 意見及び要望

令和3年度審査において、4つの健全化判断比率については早期健全化基準の数値を下回り、資金不足比率については経営健全化基準の範囲内であった。しかし、長引く新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響も含め、本市財政を取り巻く環境は依然厳しい状況にある。今後も指標の推移には十分留意し、引き続き財政の健全化に努められたい。